

## 山武市地域振興基金運用益の活用方法について

| 対象事業となる区分  |   |
|--|---|
| <p>①市民の連帯の強化となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベント開催事業</li> <li>・新しい文化の創造に資する事業</li> <li>・その他一体感の醸成に資する事業</li> </ul> | <p>②地域振興を推進するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業</li> <li>・地域活性化事業</li> <li>・市民の主体的な活動を促進する事業</li> <li>・その他特色ある地域振興に資する事業</li> </ul> |
| <p>③市民協働の推進に関するもの</p>  | <p>④その他市長が基金の設置目的を達成するために必要と認めるもの</p>   |

